

平成 27 年 4 月



山口安協便り

交通安全推進協議会山口支部

交通安全協会山口支部

春の交通安全運動

春の交通安全運動が始まります。

実施期間 5月11日（月）～5月20日（水）

- 今年統一地方選挙が行なわれるため、1ヶ月遅れての運動になります。このため、4月6日から4月15日まで新入学児童（園児）の交通事故防止強化旬間として運動が行なわれます。

春季は、交通ルールに不慣れな新入学児・園児の通学・通園が始まります。また新社会人を迎える等々全ての面において活動が活発化する時期です。閉ざされていた行動も暖かな陽気とともに活発化し、歩行者や自転車を利用する方の行動範囲も広くなり、交通事故の多発が懸念されます。このことから、本運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣付けることにより交通事故防止の徹底を図ることを目的と致します。

運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 道路横断時・交差点における交通事故防止
- 4 自転車の安全利用の推進（特に自転車安全利用五則の周知徹底）
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

具体的推進事項

1 子どもと高齢者の交通事故防止

- ◎いつもの道でも油断せず「いつでも・どこでも安全確認」の徹底
- ◎夕方からの外出は、明るい色の衣服と夜光反射材の着用促進
- ◎交通安全の声かけや見守る活動等の実践

2 飲酒運転の根絶

- ◎飲酒運転を「しない・させない・許さない」の徹底
- ◎家庭・地域・職場から飲酒運転を絶対に出さない広報啓発の推進
- ◎飲酒運転をするおそれのある人への「車、酒類提供の禁止」、飲酒運転車両への「同乗禁止」の徹底

3 道路横断時・交差点における交通事故防止

◇歩行者

- ◎道路を横断するときは、手や旗等での明確な意思表示の実践
- ◎道路を横断するときは、「安全横断5則」の遵守

◇運転者

- ◎横断歩道の手前では、「歩行者絶対優先」の交通ルールの遵守（横断歩行者または横断しようとする者がいる時は、必ず一時停止して横断させる）
- ◎子どもや高齢者を見かけたら、その行動に注意するとともに、道路横断以外の場所でも「止まって、渡してあげる」思いやり運転の実践
- ◎脇見をせず「しっかり前を見て運転に集中する」ことの徹底
- ◎「しっかり止まって はっきり確認」の実践
- ◎ゆっくり発進、ゆっくり停止のエコドライブの実践

4 自転車の安全利用の推進

- ◎自転車利用の交通ルール（信号機・一時停止標識の遵守、整備不良、無灯火、携帯電話・ヘッドホン・イヤホン使用、二人乗り、並進、傘差し運転の禁止）の指導徹底
- ◎見通しのきかない交差点及び安全確認の徹底
- ◎自転車の通行方法（車道の左側通行や路側帯通行は道路の左側部分に限られる等）及び歩道通行時における歩行者優先と車道寄り徐行の徹底
- ◎点検整備等による安全性の確保の促進、自転車保険の加入促進
- ◎自転車も、目立つ明るい色の衣服と夜光反射材の着用促進

5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ◎全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ◎シートベルトとチャイルドシート着用の必要性
着用効果及び正しい使用方法の指導啓発

安全横断5則

1. 安全な場所を選ぶ
2. 道路の端で必ず立ち止まる
3. 左・右の安全を確かめる
4. 安全を確かめたら、まっすぐさっさと渡る
5. 横断中も左右の車の動きに気を配る

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

●交通安全協会の山口支部活動

- 1 街頭立哨（4月7日～4月15日の小学生児童・中学生の登校日）
- 2 交通安全施設・安全マーク表示の点検整備
（ガードレール・カーブミラー・一時停止等の看板・標識の点検や整備）
- 3 のぼり旗等設置（交通安全 15日強調日のぼり旗、横断旗の更新）
- 4 新入学児童の交通安全事故防止強化旬間に伴う安全運動
小学校新入学児童の交通指導（女性部）・・・4月 8日
- 5 交通安全出発式及び人波作戦 5月11日
- 6 天童地区交通安全協会総会 5月30日
- 7 第50回青少年駅伝大会交通指導 5月31日

26年度山口支部定例総会



交通安全祈願祭



定例総会（2月28日）

やさしさを **交通安全** のせて走ろう **山形路**

ドライバー編

ドライバーの交通安全意識の向上を図るための具体的行動

1 横断歩行者保護規定の遵守

- (1) 横断歩道は歩行者絶対優先
横断歩道に人がいるのに、速度を全く落とさず通過している車を多くみかけます。
横断歩道では、歩行者が絶対優先、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
- (2) 横断歩道での徐行・一時停止
横断歩道に接近したら、横断歩行者に備えて減速し、いつでも止まれるように徐行してください。
横断歩行者がいたら、必ず一旦停止して、安全に渡らせて下さい。
- (3) 思いやり運転の実践
横断歩道以外の場所でも、横断歩行者がいたら「止まって渡らせる」思いやりの心を持って運転しましょう。



2 『薄暗くなり始めたと感じたら、早めのヘッドライト点灯』の実践

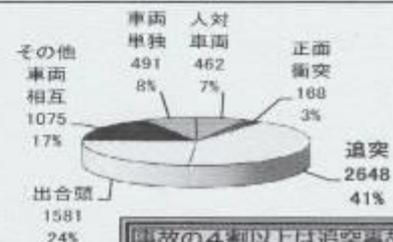
- 夕暮れから夜間にかけて交通事故が多発する傾向があります。早めにヘッドライトを点灯することで、
- 歩行者や車両に対して、自車の存在をアピールできる
 - 歩行者や他の車両をいち早く発見することができる
 - ヘッドライトの光により、高齢者等が貼付している反射材の効果が高まる
- などの効果がありますので、薄暗くなり始めたと感じたら早めにヘッドライトを点灯しましょう。



3 『ゆとり運転』の実践

- (1) ゆっくり発進・ゆっくり停止で心にゆとりを
ふんわりアクセルでゆっくり発進、早めのアクセルオフでゆっくり停止し、ゆとり運転を心掛けましょう。
- (2) 車に乗ったら運転に集中
車に乗ったら脇見をせず、進行方向の安全確認を行い、運転に集中しましょう。
- (3) 人にも、地球にも、財布にもやさしい運転の実践
燃料消費を抑え、安全運転にもつながるエコドライブを心掛けましょう。

H26年類型別交通事故発生状況



事故の4割以上は追突事故！
車に乗ったら運転に集中し、前をよく見て運転しましょう。

飲酒運転

ストップ!!!



飲酒運転は
重大で悪質な
犯罪です

飲酒運転をすると刑事処分や行政処分を受けるだけでなく、解雇や地域から孤立(社会的制裁)、家庭の崩壊をも起こしかねません。

酒酔い運転
5年 または 100万円
以下の懲役 または 以下の罰金

違反点数35点

免許一発取消

酒気帯び運転
3年 または 50万円
以下の懲役 または 以下の罰金

0.25mg/ℓ以上 ▶ 違反点数25点

0.15mg/ℓ以上
0.25mg/ℓ未満 ▶ 違反点数13点

免許停止

**車両・酒類
提供、同乗の禁止**

飲酒運転をするおそれのある者に
車両・酒類を提供した者、
飲酒運転をする車両に同乗した者も
懲役・罰金に処せられ、
運転免許の停止や取消処分を
受けます。

飲酒の機会がある時は?



公共交通機関、タクシー、代行車、宿泊施設などを利用しましょう。
また、自動車で仲間と飲食店などへ行く場合にも、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けましょう。

飲酒運転をしない! させない! 許さない!
山形県・山形県交通安全対策協議会

